

令和4年度 県単ダム管理事業に伴う宿日直業務 特記仕様書

I 概要編

- 1 この仕様書は、長野県長野建設事務所裾花ダム管理事務所が管理する裾花ダム及び奥裾花ダム（以下「ダム」という）の宿日直業務を適正に行うため、受託者が履行しなければならない業務仕様の大要を示すものである。
- 2 この仕様書に記載のない事項であっても、必要が認められるものについては当然満足するものとする。また、緊急時等、その状況により必要と認められる場合には、委託者の指示に従い、特別業務を行うことがある。その費用については、別途協議するものとする。
- 3 業務にあたっては、労働基準法をはじめとする業務に係る関係法規を遵守すること。
- 4 本業務は、労働基準法第41条第3項「断続的労働に従事する者に対する適用除外」の許可条件を満たす業務であることと、最低賃金法第7条「最低賃金の減額の特例」の第4号の許可条件を満たす業務であることを想定し積算を行っているが、受託者の労働形態や支払賃金を拘束するものではない。
- 5 令和元年8月30日付 警察庁生活安全局長「警備業法等の解釈運用基準について（通達）」により、本業務内の警備業務は、宿日直業務に包摂される程度の警備業務としているので、本業務は警備業務に該当しないことに留意すること（宿日直業務の内容として、ダム管理事務所建物等の施錠及び周辺施設の鍵の管理などの警備業務が含まれている）。
- 6 本設計書は予定価格算出のため、技術者区分として宿日直業務及び河川巡視補助業務の実働内容が最も近い「警備員」を採用し、宿日直業務では警備業務の経験に相当するとして経験年数3年以上である技術者区分の「B」を採用し、河川巡視補助業務では警備員A又はBの指示に従って作業を行う能力を有し実務経験3年未満程度の者である警備員Cを採用しているが、「建築保全業務積算要領」に定めるとおり、技術者が当該業務を実施することを拘束するものではないことに留意すること。

II 作業編

1 業務場所

- (1) 長野市大字小鍋字神白沖 3479-23 裾花ダム管理事務所管理第一課（裾花ダム）
- (2) 長野市鬼無里字上土倉 16943-4 裾花ダム管理事務所管理第二課（奥裾花ダム）

2 業務概要

業務時間	日直	8時30分から17時15分まで	122日
	宿直	17時15分から翌日8時30分まで	365日
(別紙「業務日数計算書」参照)			

3 業務の内容

(1) 管理棟、設備、備品、書類の保全及び施設の監視

ア 管理棟、管理棟内設備、ダム周辺の屋外設備及びダム本体について、次に記す回数の巡回確認を行い、必要に応じて施錠、消灯を行う。また、火気その他異常の有無について随時確認する。

日直 管理棟内外：最低2回（10時、14時）

宿直 管理棟内外：最低3回（18時、22時、6時）

イ 次に記す回数のデータ収集を行う。

・4月1日～9月30日

日直 最低4回（10時、12時、14時、16時）

宿直 最低8回（18時、20時、22時、0時、2時、4時、6時、8時）

・10月1日～3月31日

日直 最低2回（10時、14時）

宿直 最低4回（18時、22時、2時、6時）

ウ 業務時間中は、管理棟及び入口の門扉を施錠し、建物内への関係者以外の立ち入りを厳禁とする。（委託者から特に指示された場合を除く。）

エ 冬期に降雪があった場合、委託者が貸与する除雪機を使用し、ダム入口から管理棟の間の初期除雪を行うこと。

(2) ダム放流及び洪水調節に伴う下流河川巡視の補助

ア 裾花ダム及び奥裾花ダムにおいて、4月1日から12月31日までの間、業務時間中のダム放流及び洪水調節に伴う下流河川巡視の補助業務を、委託者職員とともに行うこと。ただし警報車の運転は委託者当番職員（以下「職員」という。）が行うものとする。

イ 宿日直の業務時間中に、長野地方気象台から長野市・小川村のいずれかにおいて降雨に関する注意報または警報が発せられたとき、または注意報・警報が発せられているときに業務時間に入った場合には、職員からの出動要請に備えて待機をすることとし、宿日直者から待機者に対して電話連絡をすること。

上記の注意報または警報が発せられない場合でも、融雪や降雨等により貯水位が上昇して放流する可能性が高いと職員が判断した場合は、職員から受託者に対して待機指示を行うことがある。

この待機は下記ウ. の出動または注意報・警報の解除、若しくは業務時間の終了により完了するものとするが、放流の可能性が高いと職員が判断した場合には、待機継続を指示することがある。

ウ ダム放流開始を決定したときは、職員から受託者へ電話連絡を行う。受託者は待機者へ直ちに連絡し、待機者は当該ダムへ直ちに出勤すること。

エ 設計図書には、河川巡視補助及び待機の回数について、過年度の実績を勘案した見込みを計上してある。実際の回数に合わせ、変更契約を行うこととする。

(3) 洪水調節に伴う業務の補助

- ア 裾花ダム及び奥裾花ダムにおいて、4月1日から12月31日までの間、業務時間中の洪水調節（裾花ダムで200m³/s、奥裾花ダムで150m³/sより多く放流する場合。）に伴う業務の補助を行うこと。
- イ 洪水調節の見込みがある場合に職員が受託者へ電話連絡を行う。受託者は業務の要員1名を当該ダムへ直ちに派遣すること。
派遣要員は当該ダムにて待機することとし、職員から業務終了の指示があるまでは受託者は委託者職員の勤務時間外にあっては宿日直当番者と合わせて計2名を当該ダムにて待機させるものとする。
- ウ 宿日直当番者は各関係機関への連絡業務の補助を行うこと。
職員からの指示により、通知先ごとに定められた方法（ファクシミリもしくは電子メール）で通知を行い、電話にて着信確認する。
- エ 設計図書には、業務回数及び時間について、裾花ダム及び奥裾花ダムにおける直近の洪水調節実績を懸案した1回4時間を見込み計上してある。実際の回数及び時間に合わせ、変更契約を行うこととする。

(4) 外部との連絡及び文書等の収受

- ア 緊急の用務により、外部から委託者あて連絡のあった場合は、速やかに職員に伝達すること。
- イ 関係機関から放流量、その他の状況等について問合せがあった場合は、速やかに職員に連絡し、指示を受けること。
- ウ 送付された文書・ファクシミリについては、業務報告時に一括して職員へ引継ぐこと。
- エ 裾花ダム及び奥裾花ダムで、原則9時から17時までの間、ダム訪問者の内の希望者に、各ダムのダムカードを一人につき一枚配布すること。
また裾花ダムにおいて、原則9時から17時までの間、北信発電管理事務所が管理する湯の瀬ダムを訪れた後で当該ダムへ来訪した希望者に、湯の瀬ダムのダムカードを一人につき一枚配布すること。
奥裾花ダムにおいて、ダムへ向かう林道が一般車両通行止めの期間には、ダムカードの配布を中断することとし、職員から宿日直者へ伝達する。
- オ 冬期においては、降雪深及び積雪深を記録すること。

(5) 異常時等の連絡通報

- 天候状況が次に該当するとき、あるいは機器等に異常が発生したとき等は、自分で判断せずに速やかに職員に連絡し、指示を受けること。また、次のエの場合は、両ダムの宿日直者間で連絡を取り合い確認すること。なお、シの場合は、職員に連絡し、指示を受けること。
- ア ダム水位が急変動した場合。
 - イ ダム地点、又は流域内の天候状況が急変したことを知った場合。
 - ウ テレメータ観測による水位及び雨量の観測値が急変した場合。
 - エ ファクシミリ等により、長野県北部又は長野地域における気象情報（大雨に関する注意報及び警報）を入手した場合。
 - オ 地震が発生した場合、地震観測装置のデータを確認し、次の条件に該当する場合は、職員と

北信発電管理事務所へ連絡する。

(ア) 長野市箱清水で震度 4 以上を観測した場合（裾花ダム）

(イ) 長野市鬼無里で震度 4 以上を観測した場合（奥裾花ダム）

(ウ) ダムに設置してある強震計（底部(A～C)）で最大加速度 25gal 以上を観測した場合
（共通）

カ 操作機器、テレメータ観測装置等の管理用機器に異常が生じた場合

キ 外部からの受電（中部電力(株)からの商用電源）に異常が生じ、予備発電装置が自動起動しない場合

ク ダム本体及びゲート等の施設に異常を発見した場合

ケ ダム周辺で（爆発物ではないかと思われるような）不審物を発見した場合

コ ダム湖に変色・異物の流入等の異常があった場合

サ その他非常事態が発生した場合

シ 林道において雪崩等が発生した場合（奥裾花ダム）

(6) 打合せ

職員との打合せは、必要により随時行う。

(7) 業務報告

業務の記録を別添「宿日直記録簿」に記入し、翌日（委託者の休日となる場合はその翌日）の勤務終了時に、職員に提出し、報告を行うこと。

なお「宿日直記録簿」は委託者が用意する。

4 業務従事者

(1) 受託者は、実際に業務に従事する者について、経歴書を添付した書面で事前に委託者に届け出ること。

(2) 受託者は、実際に業務に従事する者が今回の業務に従事する前に、業務の内容について職員の立会いで研修を受けさせること。なお、必要に応じて職員が説明を行うので、研修は委託者の勤務時間内に行うこと。

(3) 受託者は、従事する者が支障なく地震観測装置のデータを確認し判断できるよう研修を行うこと。

5 その他

- (1) 常時駐在するための管理棟宿直室を貸与する。宿直室に備え付けの暖房器具等は使用することができ、必要な管理棟の光熱水等は委託者が支給する。
宿直室の清掃を随時行うこと。また、節電節水等に心がけること。
- (2) 被服及び夜間巡回用の懐中電灯は受託者が用意すること。
- (3) 奥裾花ダムへ向かう林道部分の除雪は、午前8時15分及び午後4時45分までに完了する予定であり、除雪の支障にならないように出勤あるいは帰宅すること。
- (4) この仕様書に記載のない事項等、疑義がある場合は、委託者と協議すること。

以上